

地域再生計画本体 新旧対照表

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率を61.5%から<u>74.7%</u>に向上する。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 野田村の公共下水道は、平成8年度の事業着手以来、82ha(2,430人)まで事業認可を拡大し(目標年次:平成22年度)、これまで生活環境の改善が急がれる市街地を中心に整備を進めてきた。今後は、引き続き泉沢地区、前田小路地区、<u>門前小路地区及び中平地区</u>の整備を進め、生活環境の改善と水質浄化の促進を図る。 また、公共下水道及び農・漁業集落排水の処理区域外については、個人設置型浄化槽の設置を進めることで、地域の状況に応じた効率的な整備を行う。</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・公共下水道…平成21年1月に変更認可取得 【事業主体】 ・いずれも野田村</p>	<p>4. 地域再生計画の目標 (目標1) 汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率を61.5%から<u>74.0%</u>に向上する。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 野田村の公共下水道は、平成8年度の事業着手以来、82ha(2,430人)まで事業認可を拡大し(目標年次:平成22年度)、これまで生活環境の改善が急がれる市街地を中心に整備を進めてきた。今後は、引き続き泉沢地区、前田小路地区<u>及び門前小路地区</u>の整備を進め、生活環境の改善と水質浄化の促進を図る。 また、公共下水道及び農・漁業集落排水の処理区域外については、個人設置型浄化槽の設置を進めることで、地域の状況に応じた効率的な整備を行う。</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・公共下水道…平成18年1月に事業認可 【事業主体】 ・いずれも野田村</p>

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 ・泉沢地区、前田小路地区、
門前小路地区、中平地区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道区域、
農業・漁業集落排水区域を除く村内全域

【事業期間】

公共下水道 平成 18 年度～22 年度

浄化槽（個人設置型）平成 18 年度～22 年度

【整備量】

公共下水道 ϕ 75～200 L=5,580m

浄化槽 25 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 野田処理区 452 人 浄化槽 155 人

【事業費】

公共下水道 事業費 370,000 千円

(うち、交付金 185,000 千円)

浄化槽（個人設置型）事業費 10,320 千円

(うち、交付金 3,440 千円)

合 計 事業費 380,320 千円

(うち、交付金 188,440 千円)

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 ・泉沢地区、前田小路地区、
門前小路地区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道区域、
農業・漁業集落排水区域を除く村内全域

【事業期間】

公共下水道 平成 18 年度～22 年度

浄化槽（個人設置型）平成 18 年度～22 年度

【整備量】

公共下水道 ϕ 100～200 L=3,000m

浄化槽 25 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 野田処理区 417 人 浄化槽 155 人

【事業費】

公共下水道 事業費 290,000 千円

(うち、交付金 145,000 千円)

浄化槽（個人設置型）事業費 10,320 千円

(うち、交付金 3,440 千円)